

インターネットを利用した情報発信を行うに当たっての ガイドライン

平成 28 年 3 月 4 日制定

1. 策定目的

このガイドラインは、本市職員が職務としてインターネットを利用した情報発信を行うに当たり、その特性や有用性、リスク等を十分理解した上で、地方公務員としての地位の特殊性及び職務の公共性を考慮した適切な活用ができるよう、基本的な考え方や留意点を明らかにするとともに、情報マネジメントに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、本市の一般職の職員（非常勤嘱託職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。）に適用する。

3. 利用に当たっての基本原則

インターネットを利用して情報発信をする場合は、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- (1) 十和田市職員としての自覚と責任を持たなければならない。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令、職員の服務や情報の取り扱いに関する規程等のほか、当ガイドラインを遵守しなければならない。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害しないよう十分留意しなければならない。
- (4) 職務上知り得た秘密や個人情報の取り扱いに十分注意しなければならない。
- (5) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分に注意しなければならない。
- (6) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。一度ネットワーク上に公開された情報は完全に削除できないことを理解して当たること。
- (7) 自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には冷静に対応し、無用な議論となることは避けなければならない。

4. インターネットを利用する場合の禁止事項

インターネットを利用して情報発信をする場合の禁止事項は、次のとおりとする。

- (1) 誹謗中傷すること。
- (2) 非礼・不遜な態度や発言と受け取られるおそれのある情報を発信すること。
- (3) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
- (4) 正否が確認できない情報、単なる噂や噂を助長させる情報を発信すること。
- (5) 人種、思想、信条、職業等で差別し、または差別を助長すること。
- (6) 法令に違反すること、または法令に違反する行為をおこなうこと。
- (7) 職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること（職務上必要な場合を除く。）
- (8) 十和田市の情報資産・通信環境を使って個人や他団体の立場で情報を発信すること。
- (9) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- (10) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること（市が積極的に意見等を求める場合を除く。）

く。)

- (11)十和田市及び他者の権利を侵害する情報を発信すること。
- (12)十和田市の情報セキュリティを脅かすおそれのある情報を発信すること。
- (13)その他公序良俗に反する一切の情報を発信すること。

5. インターネットを利用して十和田市政に関する情報発信をする場合の留意事項

インターネットを利用して十和田市政に関する情報発信をする場合の留意事項は、次のとおりとする。

- (1)守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意しなければならない。
- (2)十和田市政に関する情報の記述が不正確な場合には、情報の受け手に誤解される場合があり、十和田市政に悪影響を及ぼす可能性があることについて十分留意しなければならない。
- (3)情報発信は所定の意思決定を経て行うことを基本とし、特定の職員が意思決定を委ねられた場合において判断に迷ったときは情報発信を中断し、上司の判断を仰がなければならない。
- (4)個人の立場での利用であっても、十和田市職員であることを明らかにしている場合は、情報の受け手に十和田市を代表して、若しくは関係職員としての情報発信と理解される可能性があることを十分留意し、その影響の大きさを自覚しなければならない。

6. 各種ソーシャルメディアの開設など、新たにインターネットを利用した情報発信を開始する場合の手続き

- (1)職務でソーシャルメディアなどを開設し、利用しようとするときは、「市政全般の周知宣伝」と「情報セキュリティ」を所管する担当課長に合議しなければならない。
- (2)合議の際は、次に掲げる点を明確にした運用基準を添えなければならない。
 - ①利用するソーシャルメディア等の種類
 - ②当該ソーシャルメディア等を利用して情報発信を行う目的とターゲット
 - ③当該ソーシャルメディア等を利用して行う情報発信の内容
 - ④当該ソーシャルメディア等の運用体制（担当者、通常時・緊急時の体制等）
 - ⑤当該ソーシャルメディア等の運用方針（発信方法、意見や質問への対応方法等）
 - ⑥当該ソーシャルメディア等に係るアカウントの管理運営方針（アカウント名、庁舎外や勤務時間外でのアカウントの利用方法、パスワード管理方法等）
 - ⑦使用するメールアドレス